健康福祉局 (24 年度)

監 査 結 果(指 摘 事 項)

改善措置

- 2. 仙台市敬老乗車証について
- ①各区役所での発見事項
- ア. 再交付および交換時における受領確認 について(指摘)

各区役所では敬老乗車証の紛失による 再交付及び磁気不良による交換の申し込 みを受けた場合には「第一種敬老乗車証 再交付申込書兼受領書」または「第一種 敬老乗車証交換申込書兼受領書」の受領 確認欄に本人または代理人のサインまた は押印を得ることになっている。

各区において当該書類をサンプル抽出して閲覧したところ、青葉区、宮城野区、太白区ではごく一部の例外を除いて本人または代理人のサインまたは押印が得られていなかった。また、若林区においては抽出したすべてのサンプルに若林区障害高齢課による押印がされていた。

受領確認のサインまたは押印は再交付または交換の事実を仙台市と本人または代理人との間で相互に確認し、後日の紛争を防止するためのものであり、受領確認のサインまたは押印を得ることは非常に重要な手続である。

上記の各区においては受領確認のサインまたは押印をもれなく受領すべきである。

平成 24 年度からの新制度では、窓口での敬老乗車証交付申込書提出の都度、交付実績を管理システムに入力した上で敬老乗車証を交付する方式に変更した。これにより、交付日時・交付場所・交付者(代理人含む)・乗車証番号(バーコードで読み取る)等の交付に関する情報をリアルタイムで管理できるようになり、当該情報を常時閲覧・出力可能な状態で保持していることから、受領確認のサインまたは押印を求めなくとも後日の紛争を防止することが可能となった。

健康福祉局 (24 年度)

監査結果(指摘事項)

改善措置

- 2. 仙台市敬老乗車証について
- ①各区役所での発見事項
- イ. 委任状への本人署名について(指摘)

敬老乗車証の申し込みにあたり、代理 人が申込を行う場合には仙台市所定の委 任状に代理人の氏名、住所を記載の上、 本人の署名、押印が必要とされている。

各区で委任状の記載状況をサンプルで 閲覧したところ宮城野区において代理人 の氏名、住所及び押印はあるものの本人 の署名がないものが1件発見された。

本人による署名は、本人以外の第三者 が本人に無断で敬老乗車証を入手するこ とを防止するためのものであり押印のみ で足りるものではない。

宮城野区においてはもれなく本人の署 名を得るべきであった。 平成25年3月18日に開催した高齢企画 課及び各区障害高齢課等の担当課長が出 席する障害高齢課長会議において、委任状 への本人の署名・捺印の確認を徹底するよ う周知を行った。また、平成25年3月22 日に開催した高齢企画課及び各区障害高 齢課等の担当係長が出席する高齢者支援 係長会議において、委任状への本人の署 名・捺印の確認を徹底するよう再度周知徹 底を図った。 健康福祉局 (24 年度)

監査結果(指摘事項)

改善措置

- 2. 仙台市敬老乗車証について
- ①各区役所での発見事項
- ウ. 重複交付について(指摘)

敬老乗車証の交付を受けようとする者は第一種敬老乗車証と第二種敬老乗車証のいずれかを選択することと定められている。また、各区役所では敬老乗車証の交付の都度、交付した乗車証の種類、発行日を台帳に記入することによって重複交付の防止を図っている。

しかしながら、当該台帳を閲覧したと ころ若林区において2件の重複交付が発 見され、1件については返還に係る台帳 への記載がなかった。

重複交付の原因は、敬老乗車証の交付 は台帳上の交付履歴を確認して行うこと となっているが、一斉交付期間中の交付 件数の多い時期には、台帳への記載が適 時に行われていなかったことから、交付 済みにも関わらず台帳での交付記録がな いことから再度交付してしまうケースが 生じたとのことである。これら重複交付 の事実は、後日、台帳を整理する過程で 判明している。

若林区においては、申込書や返還届等の書類を確実に受領・保管し、重複交付が起きないよう交付実績を台帳で適時に管理すべきであった。

平成 24 年度からの新制度においては、窓口での交付申込の都度、システムに交付 実績を入力した上で交付する方式に変更 しており、交付日時・交付場所・交付者(代 理人含む)・乗車証番号(バーコードで読 み取る)等の交付に関する情報をリアルタ イムで管理できるようにして重複交付の 防止を図った。